

平成28年第4回 飯塚市議会会議録第6号

平成28年9月30日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第18日 9月30日（金曜日）

第1 各常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 98号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)
- (2) 議案第100号 飯塚市職員倫理条例
- (3) 議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第113号 訴えの提起(市有土地の明渡し)
- (5) 議案第119号 専決処分の承認(平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第3号))

2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 99号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第102号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第103号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第115号 指定管理者の指定(飯塚市穂波福祉総合センター)
- (5) 認定第 16号 平成27年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第104号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第105号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(1工区)工事)
- (3) 議案第106号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(2工区)工事)
- (4) 議案第107号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(3工区)工事)
- (5) 議案第108号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(4工区)工事)
- (6) 議案第109号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(5工区)工事)
- (7) 議案第110号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(校舎棟・電気設備)工事)
- (8) 議案第111号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・電気設備)工事)
- (9) 議案第112号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事)
- (10) 議案第114号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)
- (11) 議案第116号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)
- (12) 議案第117号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第118号 市道路線の認定
- (2) 認定第 13号 平成27年度飯塚市水道事業会計決算の認定
- (3) 認定第 14号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定

(4) 認定第 15号 平成27年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

第2 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第120号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 2 議案第121号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 3 議案第122号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 4 議案第123号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 5 議案第124号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第3 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第13号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第14号 無年金者対策の推進を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第15号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第16号 「飯塚中学生議会2016」の決議を支持する決議

第4 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第24号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第25号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第26号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)
- 4 報告第27号 平成27年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

第5 署名議員の指名

第6 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより本会議を開きます。

各常任委員会に付託していました、「議案第98号」から「議案第119号」までの22件、及び「認定第13号」から「認定第16号」までの4件、以上26件を一括議題といたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番(城丸秀高)

総務委員会に付託を受けました議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第98号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、児童福祉総務費・保育士就職緊急支援助成金について、以前より課題とされ、昨年来、議会でも多くの議員から問題提起されてきた待機児童対策に関する予算が、なぜ9月補正でなされるのかということについては、当初予算においては市の認識の甘さから計上に至らず、その後の市議会厚生委員会での審査や、保育士不足による未利用児童が79人まで増加し、今後もふえるという緊急事態となったことなどから今回の計上となったという答弁であります。

次に、生活保護総務費・生活保護システム改造委託料について、厚生労働省が運用する生活保護システムの調査項目に新たな項目が追加となる意味は何かということについては、追加項目の住宅の借用形態の細分化や床面積については、大都市などで見られる貧困ビジネスへの防止対策、

高齢者の現在までの経緯については、生活保護受給に至った経過や状況の把握が行われ、集計された結果を社会福祉行政運営の基礎資料とすることが目的とされているという答弁であります。

次に、債務負担行為・窓口業務委託料について、この5年間をどう評価しているのか、また公務労働を今後も民間に委託するという判断のポイントは何かということについては、窓口業務委託に係る毎年の利用者アンケートで、窓口職員の説明のわかり易さや対応満足度などについて、5点満点での調査を行っており、その評価は4.75から4.8であることから高評価を得ていると捉えている。今後も継続する判断については、国においては「民間に出来ることは民間に」という指針も示されており、現状においても民間のサービスノウハウを活かした接遇や臨機応変な人員配置体制などができていることであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本補正予算には待機児童解消のための一定の努力があるものの、生活保護システム改造委託料の計上に理由がないこと、窓口業務委託について、この間の十分な評価など継続についての判断が弱いことなどから本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 飯塚市職員倫理条例」については、執行部から、議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、条例第4条の管理監督者や第9条の倫理監督者を置くことで制度の意図とは逆に、職員にとってものが言いにくい状況をつくるのではないかと、業務上の監督、評価者である者への報告ではなく、市長に直接ものをいうルートをつくったほうがいいのではないかとということについては、管理監督者については最も身近な相談相手として、職員との間に良好で緊密な関係を築ききっかけにもなるよう、人材育成の観点も合わせて考えており、倫理監督者は管理監督者と見解が相違する場合などに相談できる別ルートを確保する制度設計としている。また、それに向けた周知や研修も行うことや、課題が生じた場合はよりよい方向に制度改正を行うことも考えて本条例をつくっているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、条例第5条の職員の倫理行動基準などについては市民の要求と合致しているが、条例全体としては、目標と逆行するシステムとなっていると考えるため、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、男女共同参画推進については新たに設置された市民協働部に位置づけられるが、その機能や推進体制は変わらず維持されるのかということについては、市の進める各施策については、いずれの部署であっても企画立案、総合調整を行うものであり、さらなる男女共同参画社会の構築に向け推進体制を強化していくという答弁であります。

次に、組織再編の狙いは何か、また、素案が示されている第2次飯塚市総合計画とのかかわりはどうなっているのかということについては、今回の再編の大きなポイントは、政策の方向性や行政資源の配分との整合性を図ること、政策の立案、決定、実施までの迅速化を図ること、市民参画、市民協働の視点を持つことの3点である。第2次総合計画との関係では、市民協働部に表れるように、総合計画の第1章に掲げる、人権尊重のまちづくりの推進、男女共同参画の推進、協働のまちづくりの推進という柱を反映し、積極的に取り組んでいくというような、総合計画と連携した組織の見直しとしたという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、見直しは第2次総合計画（素案）に掲げる住民の福祉の増進を踏まえた体制となっておらず、また、行政経営部については緊張関係のある2部体制に戻す必要があることなどから本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 訴えの提起（市有土地の明渡し）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 専決処分の承認（平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、議案第98号、第100号及び第101号に反対し、討論を行います。

まず、第98号 飯塚市一般会計補正予算案（第4号）についてです。今回補正には保育所入所待機児童の解消を目指し、保育士資格を持つ人の就職の支援を目的とした、保育士就職緊急支援助成金400万円、市民の願いに向けた小さな遅すぎた一步をようやく踏み出したというべき予算計上がある一方で、真剣な検討が見られない、あるいは国の言いなりの予算計上があります。まず、第2表債務負担行為補正（追加）にある窓口業務委託料は、市役所の窓口業務を来年度から5年間継続し、委託料の限度額を2億8220万円とするものであります。市は業務委託の成果を強調し、5600万円の経費削減効果があると強調しますが、そのことが民間労働者を苦しめる低賃金構造を一層厳しくするものになっていないかについてはまともな検討がありません。また、生活保護システム改造委託料99万9千円は、国がオンラインで地方自治体に提出を求めている基礎情報に、大都市で多く見られる貧困ビジネス防止のためとして、住宅の借用形態の細分化や床面積の増加、また65歳以上の高齢世帯が生活保護を受けるようになる、あるいはなった推移、就労収入実額を追加するとの説明ですが、この情報をオンラインで国が直接把握しなければならない理由は、説明を聞いても不明であります。さらに小中学校の教材備品費、小学校、中学校合わせて2880万円は全ての教室に電子黒板を設置し、教育の充実に役立てようとするもので、やみくもに反対するものではありませんが、教職員の労働強化の回避が十分に検討されていないこと、物品調達の入札において地元業者を大切にす分離分割発注のルールへの決意が指摘を受けてなお固まっていないことは重大であります。したがって、今回補正の全体には賛成することができません。

次は、飯塚市職員倫理条例案についてです。提案理由は職員が公務員としての倫理を保持するとともに、その公正な職務の執行を損なわせるような行為の防止を図ることにより、公務に対する市民の信頼を確保するための措置等を定めるためとされています。この条例案の構成は第1条 目的、第2条 定義、第3条 任命権者の責務、第4条 管理監督者の責務、第5条 職員の倫理行動基準、第6条 禁止行為等、第7条 不正な働きかけの禁止等、第8条 不正な働きかけの拒否等、第9条 倫理監督者、第10条 不正な働きかけを受けた職員の保護、第11条 飯塚市職員倫理審査会、第12条 審査報告書、第13条 違反職員に対する措置等、第14条 委任となっていて、目的及び倫理行動基準は認めるものであります。ここで問題は、不正な働きかけを受けた職員が、上司でもある管理監督者及び倫理監督者に報告するシステムについてであります。第1は、不正な働きかけは、任命権者を初めより大きな権限を持つ者に行われ、行政のラインを利用して上司から部下の職員に向かってその意思を貫徹する可能性が大きく、特に不正な働きかけが長年にわたり広がっているとすれば、職員が上司に報告する今回のシステムでは報告そのものが抑制され、報告すれば職員が不利益をこうむりかねないことでもあります。第2に、

この無力なシステムが公務の職場に不適當な閉鎖的な監視社会をつくり上げかねないことであります。このシステムが条例の目的達成と倫理行動基準の保持に結びつかないこと、したがって市民サービスの仕事にとってマイナスになりかねないことは明らかであります。それでは、どういふシステムが必要かということが問われます。私は職場に広がる不正は、第1に市長宛での直接の内部告発を推奨し、第2に、内部告発をした職員を保護し、第3に、事実を究明し、市民に適切に公表するシステムを確立することこそが重要だと考えます。したがって、条例のいう目的の達成と、職員倫理基準の保持に反することになりかねない管理監督者、倫理監督者の規定を持つ、今回の条例案には反対であります。

次は、飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例です。今回、改変については行財政改革に基づく組織の再編に伴うものとの説明が行われました。しかし、本来の考え方から言えば、住民福祉の増進を地方自治体の本旨だとようやく認めて明記した第2次総合計画、今はまだ素案の段階ですが、これに基づく市政運営を、新庁舎を中心に進める市役所の事務体制をつくろうとするものです。今回改正の大きな特徴は、政策展開をする企画調整部、財政的規律の観点を貫くことが求められる財政部、いわば緊張関係にあるべき2つの部を新たに新設する行政経営部に統合するところにあります。緊張関係にあるべき2つの権限が一体化され、部長としては1人で担うこととなります。また、こども・健康部の解体は朝令暮改と言わなければなりません。今回の改変について、行財政改革に基づく組織の再編に伴うものとの説明ですけれども、無駄を削り、福祉の増進に回す仕事は本来の行財政改革であります。この視点から見れば、今回改変は狙いが極めて不透明で、住民の福祉の増進に貢献するとは考えにくいのです。したがって、本案には反対です。討論の最後に、現在の企画調整部は行政経営部への統合はやめて、総合政策部として存続し、人権同和政策課は、この際、一旦解体して、部落解放同盟との根強い癒着を断ち切り、第2次総合計画素案の表記に合わせ、人権尊重政策に関することとして、また、男女共同参画の推進に関することについては、各分野にわたる企画調整にかかわる事業を持つものとして、引き続き、この総合政策部に位置づけることを提案いたします。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第98号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第100号 飯塚市職員倫理条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第113号 訴えの提起(市有土地の明渡し)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第119号 専決処分の承認(平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第3号))」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

次に、厚生委員長の報告を求めます。16番 吉田健一議員。

○16番(吉田健一)

厚生委員会に付託を受けました、議案4件及び認定議案1件について審査した結果を報告いたします。

「議案第99号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第103号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から、それぞれ議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 指定管理者の指定(飯塚市穂波福祉総合センター)」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、施設の管理運営に関して、近隣の住民や利用者からの苦情等への対応はどのように行っているのかということについては、周辺の清掃も含め、施設の管理運営に関する苦情等は指定管理者から全て報告を受けており、随時、適切な対応を行うように指示をしているという答弁であります。

この答弁を受けて、本施設は平成16年に開設し、設備も老朽化してくるため、指定管理者と協議しながら、地域住民が利用しやすい施設となるように努力してほしいという意見が出されました。

次に、現行の指定管理委託料と今回提案されている委託料の上限額を比較すると、単年度あたり約100万円の減額となっているが、管理体制への影響はないのかということについては、委託料の減額により、施設を管理する職員体制が変更されることはないという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成27年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受けたのち、慎重に審査するというところで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの厚生委員長報告のうち「議案第103号」について、賛成の立場から討論を行います。

「議案第103号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」です。福岡県子ども医療費の対象年齢拡大に伴い、重度障がい者医療支給制度における扶養義務者の所得制限が緩和されます。まず、子ども医療費は明日10月1日から、入院は18歳まで、通院は小学校6年生まで医療費助成を拡充します。しかし、入院は1カ月7日間限りですが、1日

500円の一部負担金、通院では月額1200円へ一部負担金が引き上げられます。一方、今回の条例改正によると、12歳までの重度障がい者医療費は、これまで扶養する人の所得制限が特別障がい者手当から児童手当に変わります。扶養親族が1人の場合は、653万6千円から660万円に、6万4千円引き上げられます。2人の場合は、674万9千円から698万円に、23万1千円と所得制限が引き上げられ、医療費無料が広がられます。子ども医療費で負担しなければならない一部負担金も必要ありません。また、18歳までの人の精神病床への入院医療に要する費用も支給対象となるものです。安心して医療が受けられる。一歩前進であります。

以上で討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第99号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」、「議案第102号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第103号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

次に、「認定第16号 平成27年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、市民文教委員長の報告を求めます。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

市民文教委員会に付託を受けました、議案12件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第104号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 契約の締結（(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設（1工区）工事）」、「議案第106号 契約の締結（(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設（2工区）工事）」、「議案第107号 契約の締結（(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設（3工区）工事）」、「議案第108号 契約の締結（(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設（4工区）工事）」、「議案第109号 契約の締結（(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設（5工区）工事）」、「議案第110号 契約の締結（(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設（校舎棟・電気設備）工事）」、「議案第111号 契約の締結（(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設（体育館棟・電気設備）工事）」及び「議案第112号 契約の締結（(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設（体育館棟・給排水衛生設備）工事）」、以上8件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、1工区から5工区までの5件の工事に対し、入札参加の対象となる共同企業体が5者しかいない状況であったが、これを例えば4つの工区にして発注すれば競争性を高めることができたのではないかということについては、工区を減らすことは可能であったが、分離分割発注を行う際は1工区当たり10億円を上限の目安として小さく分割するとの方針のもと、業者選考委員会で協議した結果、5つの工区での発注に至ったものであるという答弁であります。

次に、本議案を一旦撤回して再度発注することとした場合、発注をいつまで延ばせば、競争性

が担保される業者数を確保できるのかということについては、業者の格付は毎年変わるため確定ではないが、来年度になれば、業者数の確保はできるものと考えているという答弁であります。

次に、来年度に発注することにより工事の完了や開校時期がおくれた場合、どのような問題が考えられるのかということについては、全国的に学校施設の耐震化がほぼ完了している状況において、児童生徒の安全確保のため、一日も早く施設改善を進めるべきであり、また、国の学校施設環境改善交付金は平成28、29年度の工事が対象となっているため、30年度以降の工事については対象とならず交付金が減額となることが考えられるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から10億円を超える工事であっても十分に対応できるような市内業者の育成は進んでいると考えられるので、本議案は撤回し、工区数を減らすなど競争性を確保する対策をして再度発注すべきである。また、その際は、他の一貫校建設工事においても、工期の延長による開校のおくれが続いているので、十分に時間的な余裕が持てる開校時期を提示すべきであるという意見が出され、採決を行った結果、「議案第105号」、「議案第106号」、「議案第107号」、「議案第108号」、及び「議案第109号」、以上5件については、いずれも賛成多数で、「議案第110号」、「議案第111号」及び「議案第112号」、以上3件については、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」及び「議案第116号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」、以上2件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、選定評価結果が700点中470点となっているが、選定を判断する上での最低基準点はあるのかということについては、指定管理者制度の運用に関するガイドラインでは、総得点率が50%に満たない場合は失格と定められており、基準は満たしているという答弁であります。

次に、選定基準の中の「指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること」という項目の評価が、文化会館の指定管理者として最も重要な項目と考えるが、配点に対して約6割の得点であることについてどのように考えているのかということについては、指定管理者と協議しながら、地域の文化振興拠点としての地域社会との共生、共存、貢献のさらなる充実や、民間助成の獲得などによる経費の縮減について、一層の努力を求めているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

市民文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。24番 道祖 満議員。

○24番(道祖 満)

委員長報告について1点確認させていただきます。議案105号から109号までの5件について、9月24日の西日本新聞に落札率100%は好ましくないという記事がありまして、23日の記者会見で、齊藤市長は市発注の小中一貫校建設工事で落札率が100%だった問題について、100%は好ましくないとした上で、談合情報も警察に問い合わせをしたけれども、そういうことはないということだったということで、100%の提案の説明があっておりますけれど、委員長に確認いたします。今、委員長報告がありましたけれども、談合がなかったということでありまして、委員会の中の質疑におきましては、好ましくはないけれど、あえて上程しなくてはいけないということであった。その理由としては、発注をおくらせると、当初から予定される開校の日時がおくれる可能性がある。そういうことでありますね。それと、これはやはり補助金

があるから、補助金の対象から外れるということもあるので、財政面から考えても好ましくないけれど、やはり今回はこれを上程して審議をしていただきたいということであったということで理解していいのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

今、質問議員が言われるように、そのとおりであります。

○議長（鯉川信二）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの市民文教委員長報告のうち議案第104号、議案第116号、議案第117号について反対の立場から討論を行います。

「議案第104号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」は、個人番号カード（マイナンバーカード）により、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書を交付することができるようにするものです。印鑑登録証明とは主に不動産、マンションや自動車の売買、公正証書を作成したりするときに使う大変貴重な証明書で、印鑑が地方公共団体に登録されているものであることを証明するための重要なものです。マイナンバーカードの不正使用による事故が心配されます。わずかな利便性のために民間端末機を使用することは認められません。

「議案第116号 指定管理の指定（飯塚市斎場）」。斎場条例の第1条には、火葬を公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行うため火葬場を設置すると書かれてあります。しかし、災害や感染症などの場合、危機管理が民間で果たせるのでしょうか。公衆衛生や福祉の観点から斎場は市が直営で行うべきであり、今回の議案は認められません。

次に、「議案第117号 指定管理の指定（飯塚市文化会館）」。飯塚市文化会館は文化の香りと創造性に富んだ文化学園都市を標榜する飯塚市で、市民文化の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。歴史や風土、自然や伝統を継承し、市民の主体的な芸術活動を通してまちづくりの基本目的を実現するという基本理念から、この間日本共産党は5つの提案をしてみました。それは文化会館の運営はあくまでも建設の経緯と役割に立脚して公の責任で事業団を育成する、そういう姿勢を堅持することを前提にしています。1つ目は、事業団改革のために知恵を出しあう市民参加の場を設けるということです。2つ目は、定期的に公聴会などを開き、広く市民、利用者、専門家などから意見を集めるということです。3つ目は、サービス向上、運営改善のために、情報を公開する。4つ目は、事業団及び担当課職員の研修を広く行う。5つ目は、飯塚市としてのチェック機能を広く強め、財政的側面からだけの評価にしないということです。現在、飯塚市文化会館は指定管理により飯塚市教育文化振興事業団が運営し、充実の方向に向かっています。今回、公募も行われなかったのですから、直営で運営すべきであり、今回の議案は認められません。

以上で討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、市民文教委員長報告のうち、議案第105号、106号、107号、108号及び109号に反対し、討論を行います。

もともと鎮西中学校、蓮台寺小学校、潤野小学校そして八木山小学校においては、小中連携教

育が進められています。今回の鎮西地区小中一貫校建設は、当面八木山小学校を保留し、残る3校、これを1年生から9年生までの小中一貫教育として、あえて1つの大規模校に集中するためのものです。今年度、予算段階の総事業費は、併設する学童保育施設、鎮西公民館施設を合わせて約75億7900万円に上ります。子どもたちの成長とともに地域振興に大きな影響を与えるもので、このような大規模校化で本当に大丈夫なのか、子どもたちへの影響、教師たちの不安もあり、新たな学校用地として先祖伝来守り続けてきた田畑を失う悩み、大雨のときに調整池の役割も果たしてきた水田が失われることによる大日寺川など水害の不安の増大、通学の安全確保、また、これまで学校を支えてきた地域には、100年にわたり宝のように抱きかかえて育ててきたものを失う思い、それぞれの学校跡地の地域での活用など、さまざまな課題の多くは、今も解決していません。予算ベースで穎田29億330万円、幸袋63億2782万円、穂波東56億6876万円、そして鎮西75億7889万円。4つの小中一貫校で224億7549万円の巨費を投じる小中一貫校建設の工事、また、その他の飯塚小学校、鯉田小学校、旧平恒小学校大規模改造工事における、予定価格と同額の100%応札とくじ引き、1者入札の落札率100%、さらに物品調達分離分割のルールをあいまいにした入札のあり方など、教育委員会にかかわる事業において、教育にかかわる予算が食い物にされていないか説明の必要な事態が頻繁に生まれています。大規模改造工事を含めると250億円に上る巨大プロジェクトチームが、今、最後のピークを迎えているわけであります。こうした中で発生したのが、この夏、8月23日に実施された、今回の建設工事5件の入札における、落札率100%であります。

今回、入札を巡る日程は、7月27日業者選考委員会、29日入札公示、8月12日入札参加申し込み締め切り、23日入札実施、そして、入札結果を見た市は31日には警察に通報、にもかかわらず、9月2日議会運営委員会で議案説明、9月13日に本定例会に議案上程であります。業者選考委員会は、田中副市長が責任者で、その段階で入札応募見込み数は建築I等級でSIが5者、それ以外が9者、合わせて14者。ほかに建築II等級が12者であります。これに対し、業者選考委員会は校舎棟建築の工区割りを5つとし、SIの会社を代表者とする共同企業体、1工区から4工区は3者。5工区は2者。建築I等級だけでも14者であります。この中には、昨年5月19日の入札で前年度までは市が許さなかった1者入札で100%応札し、仕事をとった経験のある協同建設、三協増改築センターも含まれます。こうした中で、工区は5つ、共同企業体も5つとなる条件をつくり上げました。この段階で既に制度として、今回入札は競争性を失って、1者入札やくじ引きによる落札率100%が予想されたのであります。私は、先日の議案質疑で述べましたように、業者選考委員会の5日後に行われた8月3日の総務委員会で、この競争性が失われる危険性を指摘し、それを防止するための提案をしました。執行部はこの提案について、貴重なご意見をありがとうございますなどとあしらって、まともに受け止めず、漫然と8月23日の入札に突き進んだのであります。入札当日、建築工事5工区で行われた9回の入札は全て予定価格と同額。100%の応札です。予定価格14億6987万円の1工区は、2者入札でくじ引き。9億5578万円の2工区は、3者入札でくじ引き、7億1941万円の3工区は2者入札でくじ引き。7億945万円の4工区は1者入札。6億1029万円の5工区も1者入札であります。

議案質疑でも紹介しましたがけれども、このうち、春田・神崎・曾根共同企業体は、1工区で予定価格と同額の100%で札を入れ、2者くじ引きではずれても、2工区で100%で札を入れ、3者くじ引きではずれても、3工区で100%で札を入れるわけです。4工区でさらに100%で札を入れて、1者入札となって、落札しました。工事金額は、1工区の14億6987万円から入札のたびに減りましたが、それでも100%で札を入れ続け、落札した4工区は7億945万円と半分以下であります。考えてみますと、この行為が成り立つためには、必ず100%応札しなければならないという強い決意、ほかに100%以下で応札するものはいないという不動の確信、この2つが不可欠であります。このことが何を意味しているのでしょうか。この点では、

ほかの共同企業体に共通して言えることであります。この共通性の背景にあるものを浮き彫りにする責任は発注者である市にあるわけであります。本来、この彼らの強い決意と不動の確信が成り立つためには、本来はしっかりした工事費の見積りが必要であります。議案質疑では、この共同企業体の見積りに特別のことがなかったとの説明ですが、設計価格あるいは予定価格の積算が公表されていないのでは、それが真実であるかを証明することはできません。談合情報が無いから談合はなかったと考えると市の本会議での答弁は、言語道断、全く認めることができません。8月3日の総務委員会は、入札公示の5日後でした。私は1者入札、落札率100%の発生を指摘し、さらなる分離分割発注の必要性、工事費内訳書の階層書、明細書の提出義務付けとともに、現実の応札に仮想の応札を加えることで競争性を確保する工夫の提案も行いました。これが導入されるなら、100%落札率はもちろん談合も打ち破ることができます。既に紹介しましたけれども、この発想には、現在市が導入している変動型最低制限価格方式と共通のものがあります。今回入札を適正に執行する立場にあった市は、特にこの仮想の応札を加えることを検討して、実施できる立場にありました。それをしなかったわけですから、未必の故意による新種の官製談合と言わざるを得ません。

1工区から5工区までの100%落札率の契約議案は、100%落札率は好ましくないという齊藤市長の責任で撤回すべきであります。同時に、今、法の定めにより監視機関としての役割を負っている我々議会、そのチェック力、監視能力が今ほど問われているときはないと思います。

議員各位においては、この少なくとも5件の契約議案について、否決される判断をされますよう強く呼びかけまして、討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

私は、ただいまの市民文教委員長の報告のうち議案第105号、106号、107号、108号、109号、5件について反対の立場で討論をいたします。

これらの工事契約議案に関しては競争性の確保ができていないこと、また、競争性を確保するために市がとることができたであろう方策を放棄しているということを、まず指摘したいと思います。これらの工事発注に関しては、5つの業者しか入札参加資格がないということ事前に把握し、工事発注数は4つに統合することも可能だということ認識していたにもかかわらず、工事の数をわざわざ業者の数と同数の5つに分けて発注するなどし、行政みずから高い落札率を望んでいると思わざるを得ない入札環境を提供しています。公共事業の発注においては、最小限のコストで最大限の効果を追求する義務があります。今回のようにさらにコスト削減の可能性が高い発注方法を放棄したことは、本議会に行政から提案され先ほど可決された、飯塚市職員倫理条例にも明らかに抵触していると考えます。

国からの補助金の額は、総額でも2億4千万円。工事着手がおくれたとしても、平成29年度末までの工事出来高に応じて金額は受け取ることができるとの説明があっておりました。今指摘している5つの議案の契約金額と、それら工事の最低制限価格との差額は約4億7千万円にも上ります。確かに、これまでも1者入札や100%入札という問題は発生していました。その際の市の説明は、工期の問題、開校のためにはいたし方ないというものでもあり、私たち議会もできるだけ子どもたちに不自由がないようにですとか、4月の開校に間に合わせてあげたいという思いで、その都度、入札の不備を指摘しつつも議案を可決させてきました。しかし、原因は何であれ、幸袋、穂波東と立て続けに裏切られ、完成を心待ちにしていた子どもたちや保護者、地域の方々のお気持ちをことごとく踏みにじる結果となってしまいました。もちろん、この責任の一端は関連議案を可決してきた私たち議会にもあると思います。

2度の失敗を糧に、今回こそは大丈夫だろうと期待を寄せることも可能ですが、これまでの現実を鑑みると、飯塚市には30億円を超える学校の建設に関しては、工期どおりに完成させる能

力に欠けているのではないかと指摘せざるを得ず、したがって、4月の開校を理由に、今回の議案を認めることはできません。さらに飯塚市行政のトップである市長みずからが好ましくないと明言している議案です。行政内の意思統一も不安視されるような議案を、市民の代表として行政を監視しなければならない市議会がこのまま見過ごしていいはずはありません。これらの契約は競争性を確保できる入札環境に変更し、再発注していただくべきだと思います。

同僚議員の皆さんのご理解をお願い申し上げます、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第104号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第105号 契約の締結（（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（1工区）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第106号 契約の締結（（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（2工区）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第107号 契約の締結（（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（3工区）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第108号 契約の締結（（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（4工区）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第109号 契約の締結（（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（5工区）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第110号 契約の締結（（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（校舎棟・電気設備工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第111号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・電気設備)工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第112号 契約の締結((仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第114号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第116号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第117号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、経済建設委員長の報告を求めます。10番 永末雄大議員。

○10番(永末雄大)

経済建設委員会に付託を受けました議案1件及び認定議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第118号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成27年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第14号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第15号 平成27年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上3件については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受けたのち、慎重に審査をするということで、本案3件についてはいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第118号 市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「認定第13号 平成27年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第14号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第15号 平成27年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

「議案第120号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました、議案第120号の農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてご説明をいたします。

議案第120号につきましては、平成28年10月1日より本市農業委員会委員として飯塚市鯉田2310番地177、畠中五恵子氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第120号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第121号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第124号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました、議案第121号から124号の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明をいたします。

議案第121号から124号につきましては、平成28年12月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきましては、飯塚市明星寺131番地1、井手昭美氏、飯塚市立岩1059番地4、稗田佳子氏を引き続き、また、飯塚市大分2001番地63、平嶋穂積氏、飯塚市忠隈441番地1、高島英一氏（「英」のくさかんむりは「++」）を新たに同委員の候補者として推薦をしたいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第121号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第122号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第123号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第124号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第13号」から「議員提出議案第15号」までの3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番(田中裕二)

議員提出議案第13号、議員提出議案第14号及び議員提出議案第15号、以上3件について、提案理由の説明をいたします。

本案3件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、文部科学大臣宛てに、「無年金者対策の推進を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てに、「有害鳥獣対策の推進を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案3件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第13号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出」、「議員提出議案第14号 無年金者対策の推進を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第15号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書の提出」、以上3件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第16号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番(田中裕二)

議員提出議案第16号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、決議案でありますので、案文を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

平成28年8月30日、飯塚市立の全10中学校生徒会の連携・協働によって「飯塚中学生議会2016」が開催され、飯塚市の未来について考えた各種提言がなされるとともに、「中学生のまちづくりへの積極的参加に関する決議」が議決されました。

地方創生の時代にあって、本市が持続的に活力ある地域として在るためには、次代を担う若者の発想を各種施策に取り入れることや、まちづくりへの若者の主体的な関わりが求められています。

このようなときに、中学生諸君が地域社会の一員としての自覚を持ち、我がまちのことを真剣に考えたことは本市の大きな財産となるものです。

よって、本市議会は「飯塚中学生議会2016」の「飯塚市中学生のまちづくりへの積極的参加に関する決議」を称え、支持するものです。

以上、決議する。平成28年9月30日、飯塚市議会。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第16号 「飯塚中学生議会2016」の決議を支持する決

議」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第24号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長(白土信靖)

報告第24号 専決処分の報告について、ご報告いたします。

議案書の150ページをお願いいたします。この報告は、平成28年7月6日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

本件事故は、平成28年3月15日、午前9時30分頃、飯塚市赤坂地内、市立庄内こども園前グランド駐車場出入口において、土木管理課職員がグラウンド駐車場出入口の道路に出てきた土砂、碎石の撤去作業を行っていた際、市道赤坂・内堤1号線を庄内こども園方面から内堤ため池方面へ走行してきた相手方車両に、破碎した石が当たり、右側後部ドアに損傷を与えたものです。事故によります市の過失は、100%であり、損害賠償額は修理費用の12万6197円となっております。

職員の作業中の安全対策につきましては、日ごろより指導を行っておりますが、今後さらなる指導、注意喚起を行ってまいります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第25号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長(永岡秀作)

報告第25号、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について報告いたします。

議案書153ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

本件事故は、平成28年4月28日、木曜日、午前10時40分ごろ、立岩地内におきまして、環境対策課職員が、粗大ごみ収集業務を行うため塵芥車を走行中、塵芥車の後部上部分をマンション下駐車場の天井に接触し、損傷させたものでございます。なお、市側、相手方ともに、人身傷害はございませんでした。また、この事故による和解につきましては、市側100%の過失割合とし、損傷した相手方天井の修繕料15万2280円を相手方に支払うものでございます。

本件事故の原因につきましては、同乗者による誘導を十分に確認しなかったことが大きな要因でございます。今後このような事故が起こらないよう、車両の運転については周囲の安全、及び同乗者の誘導を十分に確認するよう、当該職員に対し強く指導をいたしました。また、他の職員につきましても、安全運転への注意喚起を行ったところでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第26号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)」の報告を求めます。住宅政策課長。

○住宅政策課長(町野昌宏)

報告第26号について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書の155ページをお願いいたします。事件の概要に記載されております2名の者は、住宅使用料を滞納し、契約を解除するに至ってもなお、誠意を示さなかったことから、福岡地方裁判所飯塚支部に、明け渡し訴訟を提起し、その判決をもって、強制執行を申し立てようとしたところ、態度を改め、和解の意思を示しました。以上のことにより、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正、公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第27号 平成27年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」の報告を求めます。財政課長。

○財政課長(倉智 敦)

報告第27号について、ご説明いたします。

議案書の156ページをお願いいたします。「平成27年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、ご報告いたします。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な赤字の程度を示す指標で、連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む全会計の赤字の程度を示す指標となっています。平成27年度は、公営事業会計の一部で赤字となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の「元利償還金」、及び公債費に準ずる債務負担行為などの「準元利償還金」に充てる一般財源の程度を示す指標で、平成27年度は5%となっております。昨年度に比べ1.3ポイント減少しております。これは主に、一般廃棄物処理事業債の償還終了により、元利償還金が減少したことによるものでございます。

将来負担比率は、普通会計におきまして、地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社や第3セクターなどへの負担も含め、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、平成27年度は14%となっております。昨年度に比べ1.1ポイント増加しております。これは主に、合併特例事業債の活用を基本とした事業の実施により、地方債現在高が増加したことによるものでございます。実質公債費比率、将来負担比率ともに、早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、平成27年度は全ての公営企業会計において、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

以上で報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。11番 守光博正議員。20番 上野伸五議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成28年第4回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午前11時28分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

書記 岩熊一昌

書記 山本恭平

議事調査係長 太田智広

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 田中秀哲

教育長 片峯誠

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 田中淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森田雪

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 中村武敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

会計管理者 安永明人

財政課長 倉智敦

環境対策課長 永岡秀作

住宅政策課長 町野昌宏

土木管理課長 白土信靖

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番